

# ご利用約款

ご利用いただく際は、以下のご利用約款にご同意していただく必要がございます。

約款に背く行為が確認できた場合、利用を制限する場合があります。

申込完了をもって、本約款に同意したものとします。

**ご予約の前に必ずお読みください。**

## (適用範囲)

### 第1条-1

等施設が利用されるお客様との間で、締結する施設利用契約及びこれに関連する契約は、この利用約款の定めるところによるものとし、この利用約款に定めない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

### 第1条-2

等施設が、法令及び慣習の反しない範囲で約款に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その約款が優先するものとし

## (施設利用の申込・契約の成立)

### 第2条-1

予約とは、受付業務の営業日における日時にお客様と取り交す利用予定契約である。

当施設の**キャンピングパーキング**を利用しようとするお客様は、次の事項を利用予約前日までに当施設予約ページにて申し出ていただきます。

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| 1.責任のある代表者名および住所   | 4.利用場所   |
| 2.利用日、到着予定時刻及び利用日数 | 5.利用予定人数 |
| 3.携帯電話番号           |          |

### 第2条-2

利用者が滞在中に前項(2)の利用日数を超過して利用の継続を申し入れ当施設が承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

## (施設利用契約の拒否)

### 第3条

当施設は、次に掲げる場合において、施設利用契約に応じないことがあります。

- 施設利用の申込がこの約款によらないもの。
- 満車等により施設の余裕がない場合。
- 施設利用をしようとするお客様が、以下の各号に該当するとき
  - 飲酒運転での来場
  - げんどうがいちじるしいじょうで、他の利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合。
  - 著しく不潔な身体または服装をしているため、他の利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合。
  - 当施設または当従業員に対し、暴力的要求を行いまたは合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- 施設利用しようとするお客様が、以下に該当するとき。
  - 施設利用しようとするお客様が、暴力団、暴力団組織、暴力団関係企業、またはその関係者、政治活動。
  - 施設利用しようとするお客様が、暴力団、または暴力団が事業活動を支援する法人、その他の団体構成員である場
  - 施設利用しようとするお客様が、法人で、その役員の中に暴力団等(暴力団反社会勢力)に該当する者がいる場合。
  - 施設利用しようとするお客様が、宗教勧誘または、宗教普及活動を行う場合。(お祈り等は問題ありません)

## (当施設の契約権解除)

### 第4条-1

利用者は当施設に申し出て、利用契約を解除することができます。

### 第4条-2

当施設は、利用者がその責めに帰すべき事由により利用契約の全部または一部を解除した場合は、第13条に定めるところにより、違約金を申し受けいたします。

### 第4条-3

当施設は、利用者が連絡なしに到着時刻になっても到着せず、日付が変更になったときは、その利用契約は利用者により解除されたものとみなし処理いたします。

## (当施設の契約解除権)

### 第5条-1

当施設は、次に掲げる場合において、利用契約を解除することがあります。

- 1.利用客が利用に関し利用施設に損害を与える行為また、与える恐れのある行為、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為を、する恐れがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。他の利用者に迷惑をかけたとき、またはかける恐れのある行為が明らかなきとき。
- 2.利用客が伝染病であると明らかに認められた時、利用に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 3.天災等不可抗力に起因する事由により利用させることが出来ないとき。
- 4.兵庫県が防災拠点として当施設を利用するとき。

### 第5条-2

当施設が前項の規定に基づいて利用規則を解除したときは、利用客がまだ提供を受けていない利用サービス等の料金は頂きません。

## (施設の登録)

### 第6条-1

利用客の指名、住所、電話番号、人数、利用期間

### 第6条-2

外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

## (施設の使用時間)

### 第7条-1

利用客が当施設を使用できる時間は次の通りとします。

- ・チェックイン時間・・・(有人対応時間)15:00～18:00 (インターネット決済者のみ)15:00～21:00
- ・チェックアウト時間・・・(有人対応時間)翌日9:00～13:00 (無人時間)6:00～9:00

### 第7条-2

当施設は前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の使用に応じることがあります。

- ・超過1時間につき 500円

### 第7条-3

前項の時間は、やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合は、適正な方法をもってお知らせします。

## (利用規則の遵守)

### 第8条

利用客は、当施設において、当施設が定めたこの利用約款に従っていただきます。

## (料金の支払い)

### 第9条

利用料金の支払いは、日本通貨または当施設が認めたクレジットカード、電子決済等これに代わり得る方法により、第6条の利用の登録の際、受付またはインターネット予約時において行っていただきます。

## (寄託等の取扱い)

### 第10条

利用客のお荷物、貴重品のお預かりは原則致しませんのでご了承ください。

## (駐車場の責任)

### 第11条

利用客が当施設をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は当施設の場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで追うものではありません。

また、駐車中の事故(破損・盗難等)については当施設は一切その責めを負いません。ただし、施設の管理にあたり、当施設の故意または過失によって損害を与えた場合はその賠償の責めに任じます。

## (利用客の責任)

### 第12条

利用客が故意または過失により当施設が損害を被ったときは、当該利用者は当施設に対し、その損害を賠償していただきます

## (違約金の告知)

### 第13条-1

利用客の都合で利用施設を解除した場合、別に定める違約金(キャンセル料)を申し受けます。キャンセル料は以下のとおり頂戴いたします。

2日前～前日キャンセル . . . 50%

当日キャンセル . . . 100%

### 第13条-2

最終受付時間17:00までに連絡なしにチェックインがない場合、利用契約を解除したものとみなします。インターネット予約者について、予約翌日9:00時点でチェックインされていない場合、利用契約を解除したものとみなします。